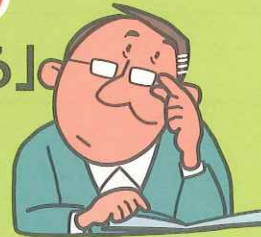


小規模企業の
経営者の
みなさまへ

経営者ご自身の 「現役引退後の生活資金」のことを お考えですか？

こんな悩みにお応えします

「年金だけでは不十分で、不安がある」
「自分で積み増しするには、どんな
ものがあるの？」



小規模企業共済は、「小規模企業経営者
のための退職金制度」です。

個人事業主のほか、個人
事業主の配偶者や後継
者等の共同経営者（一
人の個人事業主につき
2名まで）も加入対象に
なりました。

共同経営者の加入イメージ



加入し、掛金を毎月積み立てておけば…

将来、「廃業」「役員退任」等が生じたとき
に共済金をお受け取りいただけます。



現役引退後の安心した
生活設計が図れます。



●本制度の詳しい内容は、パンフレットを必ずご覧ください。

ポイント

- ご加入の対象は、常時使用する従業員の数が20名以下(商業、サービス業の場合は5名以下)の個人事業主又は会社役員の方です。
- 掛金は全額所得控除の対象になります。
例えば、毎月3万円の掛金(年間36万円)課税対象所得が400万円の場合は108,000円の節税になります。
- ご加入の年齢制限(上限)はありません。60歳以上でもOK!



4. 「小規模企業共済法」に基づき
運営されています。

すでに本制度に加入されている方で…

掛金月額1,000円から70,000円まで(500円きざみ)
の範囲で設定できますが、現在の掛金月額が70,000円
に達していない方は、増額をお勧めいたします。

掛金月額の増額をご希望される場合は、掛金月額
変更申込書に増額される金額(現金)を添えて、
加入申込みをされた機関又は掛金を納付されている機
関でお手続きください。

本制度へのお申し込み等に関するお問合わせは

中小機構 九州本部 共済普及課
TEL.092-263-1532

資料請求等は裏面のFAX送付状をご利用ください。